

## 社会福祉法人ルミエール 役員等及び委員報酬等及び退職金規程

### (目 的)

- 第1条 この規程は、社会福祉法人ルミエール（以下「法人」という。）定款第9条および第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬及び費用弁償等について定めるものとする。
- 2 評議員選任・解任委員（以下「委員」とする）の報酬については、評議員選任・解任委員会運営細則（以下「運営細則」という。）第5条の規定に基づき、定めるものとする。また、費用弁償についても、運営細則第5条第3項によるものとする。

### (報酬等の支給)

- 第2条 役員等及び委員には、勤務形態に応じて、次のとおり支給する。
- (1) 常勤役員等（法人事務局長、各施設長をいう）については、職員業務に対する給与、賞与及び退職手当を支給し、役員報酬は支給しないものとする。
  - (2) 非常勤役員等及び委員については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- 2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、又は辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。
- 3 定款第23条に定める報酬を理事長 400,000 円、理事 200,000 円、監事 200,000 円を総額と定め、本規程の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

### (常勤役員等の報酬等の算定方法)

- 第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。
- (1) 報酬については、別表第1に定める額
  - (2) 賞与については、別表第2に定める額
  - (3) 退職手当については、別表第3に定める算式により算出される額
  - (4) 通勤手当については、職員給与規程第14条の規定に準ずる額

### (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

- 第4条 非常勤役員等及び委員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。
- (1) 報酬については、別表第4に定める額
  - (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規定に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表第1及び別表第5の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、職員給与規程第4条に準じるものとする。
  - (2) 賞与については、職員給与第20条の1に準ずるものとする。
  - (3) 退職手当については、退職手当金支給規程に準ずるものとするが、理事としての任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1か月以内に支給するものとする。
- 2 理事長に対する報酬は、職員給与規程第4条に準じて支給し、臨時的出務等については、当該会議に出席した翌月報酬と合わせて支給する。
  - 3 非常勤役員等及び委員に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
  - 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補 則)

第 1 1 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けるものとする。

附 則

この規程は、平成 2 9 年 4 月 1 日より施行する。

ただし、評議員選任・解任委員の報酬については、平成 2 9 年 3 月 2 9 日より施行するものとする。

平成 2 9 年 6 月 2 1 日 一部改正

平成 3 0 年 6 月 2 7 日 一部改正

令和 3 年 3 月 2 3 日 一部改正

別 表 1 常勤役員等の報酬

役 職 名	報 酬 の 額	
	月 額	備 考
業務執行理事（法人事務局長）	適用外	別表 5 参照
理 事（穂波園施設長）	適用外	別表 5 参照
理 事（マザーグースの家施設長）	適用外	別表 5 参照

別 表 2 常勤役員等の賞与

区 分	賞 与 の 額	
	給与月額の	備 考
6 月の賞与	職員賞与の平均支給率と同率を適用	合算合計額
1 2 月の賞与	職員賞与の平均支給率と同率を適用	合算合計額

別 表 3 常勤役員等の退職金算定式

役 職 名	退 職 手 当 の 額	
	民間退職共済	医療事業団
理 事（穂波園施設長）	適用	適用外
理 事（マザーグースの家施設長）	適用	適用
業務執行理事（法人事務局長）	適用*	適用外

\*平成 2 9 年 4 月現職の法人事務局長には適用しない

別 表 4 非常勤役員等及び委員の報酬

(1) 理事長

	月 額
理事会等会議への出席及び法人及び施設業務のための出務	30,000円
上記の他臨時の出務	3,000円/回

(2) 評議員

	日 額
評議員会への出席	7,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

(3) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	7,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

(4) 監事

	日 額
監事監査等への出席	30,000円
理事会等会議への出席	7,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出務	5,000円

(5) 評議員選任・解任委員

	日 額
評議員選任・解任委員会への出席	5,000円

別 表 5 常勤役員等の給与

給与規程に基づくものとし、月額給与は毎年変動するものとする

役 職 名	給 与 の 額	
	月 額	備 考
業務執行理事（法人事務局長）	270,000	処遇改善対象外
理 事（穂波園施設長）	給与規程による	処遇改善対象外
理 事（マザーグースの家施設長）	給与規程による	処遇改善対象外

注) この給与額は平成29年4月1日のものとする。